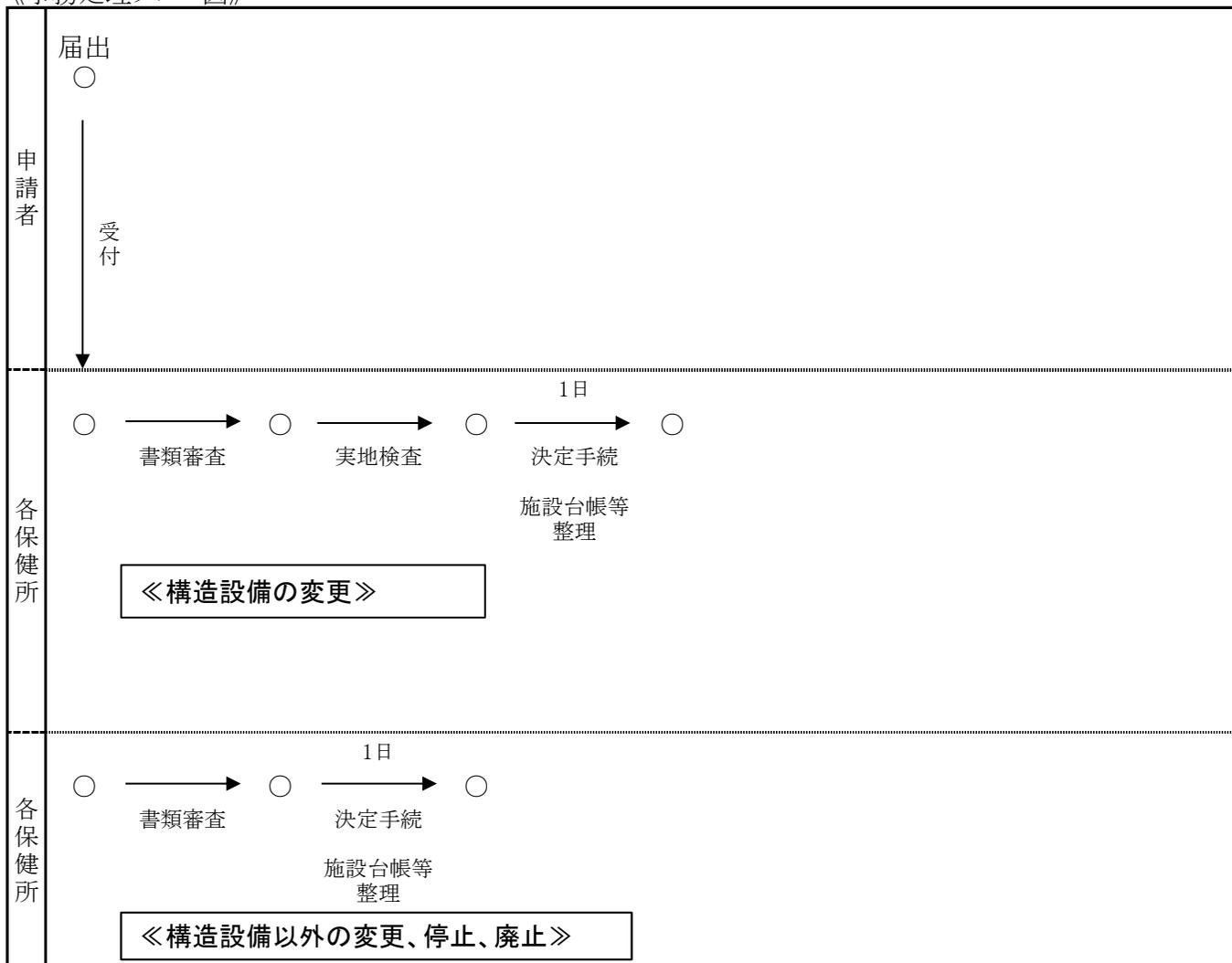


事務処理フロー図

事務名	公衆浴場変更、停止、廃止の届出(公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第3条第2項第1号に該当しない施設)
根拠法令	公衆浴場法施行規則第4条

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	届出	変更、停止、廃止後に届出を受け付けます。保健所で届出を受け付けた後、構造設備の変更の場合、実地検査の日程等を調整します。
2	書類審査	実地検査の前に届出書類を審査し不備があれば補正を求めます。
3	実地検査	届出のあった施設が構造設備の規定に適合しているか、現地で施設を検査します。
4	決定手続	構造設備の変更の場合は、書類審査、実地検査により決定後、施設台帳等を整理します。 構造設備以外の変更、停止、廃止の場合は、書類審査し決定後、施設台帳等を整理します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		